**○厚生労働省
国土交通省
環境省告示第一号**

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二十日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示（平成三十一年厚生労働省国土交通省環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。	
物質	含有率（質量パーセント）
（略）	（略）

改正前	
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。	
物質	含有率（質量パーセント）
（略）	（略）

シブトリン（防汚方法として使用されるものに限る。）	塗料が充分に乾燥した状態において〇・一パーセント以下（容器から試料を採取した場合にあっては、〇・〇二パーセント以下）
（略）	（略）

シブトリン（防汚方法として使用されるものに限る。）	塗料が充分に乾燥した状態において〇・一パーセント以下
（略）	（略）

附　則

この告示は、令和七年六月二十六日から施行する。